議案第６３号

日進市介護保険条例の一部改正について

日進市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成３０年８月３１日提出

日進市長　萩　野　幸　三

1　提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行による介護保険法施行令の一部改正に伴い、日進市介護保険条例の一部を改正する必要があるからであります。

2　主な改正点

介護保険法施行令を引用する条項について必要な規定の整理を行う。

日進市介護保険条例の一部を改正する条例

平成　　年　　月　　日
条 例 第　　　　号

日進市介護保険条例(平成12年日進市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) 第5条　平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5)　略 (6)　次のいずれかに該当する者　72,722円 ア　地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ　略 (7)～(13)　略 2・3　略	(保険料率) 第5条　平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5)　略 (6)　次のいずれかに該当する者　72,722円 ア　地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ　略 (7)～(13)　略 2・3　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。